

この売買契約約款は、ジック株式会社（以下「売主」といいます。）によって遂行されるすべての販売申し込み、および納品とサービスに関する契約の一部であり、買主および買主による前記の納品とサービスの注文に関する合意の基礎を構成するものです。買主が発注し、それに対する売主による承諾がなされた時点でこの売買契約約款は、買主と売主との間の個別契約を構成します。ただし、この売買契約約款は、買主と売主との個別の交渉と相互の合意に従うものであり、これらは置き換えることが可能であり、この売買契約約款の各条項の規定は、売主および買主が相互に修正できるものとします。かかる条項の修正または置き換えに関する個別の合意は、売主が書面で承諾することを要します。

第1条（基本原則）

売主および買主は、相互共栄の基本理念に基づき信義誠実の原則に従って社会の進歩と発展に貢献する目的で、本取引を行うものとします。

第2条（個別契約）

- 2-1 売主および買主は、相互の合意により、本契約に規定される各条項の一部の適用を免除する、または本契約に規定される各条項と異なる条項を、別途締結される個別契約に項目ごとに規定する権利を有するものとします。
- 2-2 売主および買主間の個別契約は、売主から買主に発注の対象となる製品やサービス（以下、「本製品」といいます。）が納品される年月日、製品番号、数量、価格、納期および納品場所を規定した書面による発注書または同等の文書を、買主が売主に対して、配達、手渡し、発行、または送付し、売主が買主の発注書の内容に同意した後に、効力を生じるものとします。
- 2-3 買主による個別契約の修正または解除に起因して売主に損失が生じた場合、買主は要請があった場合、損失を賠償する法的責任を有するものとします。

第3条（価格）

- 3-1 売主は買主による依頼により、実現可能な限り早急に見積書を買主に提出するものとします。
- 3-2 売主の提供価格は、売主および買主間で特別な合意がある場合を除き、買主によって指定された納品場所に納入のための梱包料、輸送費用、および買主による本製品の購入に必要とされるその他すべての費用を含むものとします。買主が保険の付与を要請した場合、売主は買主による費用負担で、適切な補償に対応する保険の付与をおこなうものとします。
- 3-3 売主が取り付け、組み立ておよび／または試運転を行うことを契約に基づき義務づけられる場合、買主は、合意した納品の代金に加えて、取り付け、組み立ておよび／または試運転の費用を、それらが遂行される時点で有効な供給者の価格表に従い負担するものとしますが、かかる定めと相反する合意をした場合はこの限りではありません。
- 3-4 売主が見積った本製品の価格が、物価変動により不適切となった場合、売主および買主は相互の合意によって、提供価格を変更する権利を有するものとします。

第4条（支払い）

- 4-1 別途書面で規定された相互の合意による方法で、買主は売主に契約代金を支払うものとします。別途規定のない限り、買主は売主の選択により、売主に前払いで支払う、売主に代金引換で支払う、または本製品が買主に納品された月の月末に口座を締め、翌月末に銀行振り込みにより売主に代金を支払うものとします。
- 4-2 反対請求が議論の余地のないものであるか、裁判所により既判力をもって判決されたか、または継続中の訴訟後の決定に備えている場合に限り、買主は、支払いを保留するか、または反対請求を相殺する権利を有します。

第5条（納期）

- 5-1 納期とは、個別契約に従って、本製品が買主と合意した納入場所に納品される指定日を意味し、売主は個別契約に規定された本製品の納期を厳格に守るものとします。ただし、売主の責に帰することのできない理由によって納品が遅延した場合、売主はいかなる責任も負わないものとします。売主が納品およびサービスの期限および期日を遵守するためには、買主がタイムリーにその履行を行うことです。特に、買主が書類、必要な許可およびリリース（特に計画の）の提供、ならびに合意された支払い条件およびその他の義務を遵守することです。もし、これらの前提条件が期限通りに充足されない場合、当該期間および期日は相応に延期されることがあります。
- 5-2 売主に帰することのできない理由で納品が遅延した場合、例えば、不可抗力または売主の制御が及ばないその他の混乱（流行病【例：COVID-19】または核放射線など健康にかかわる重大な危険、戦争、テロ攻撃、暴動および発生するその他類似の脅威、ならびに労働紛争【売主の下請人における労働紛争を含む】、海上輸送の遅延、輸出入の制限など政府の行為、または業務上の混乱など）の場合に、売主はいかなる責任も負わないものとし、両当事者は、不可抗力事由の期間、及び不可抗力の事由が解消し正常な状況が回復するまでの間、売主が行う履行期間の延長に同意します。
- 5-3 買主が契約を撤回する必須の権利を有する場合、買主は、売主の求めに応じて、合理的な猶予期間を設定後、本製品の引渡しを要求するか、あるいは売主の遅延を理由に本契約を破棄することを希望するかを妥当な期間内に宣言するものとします。
- 5-4 本製品の納入が遅延することが予想される場合、売主は、直ちに買主に相談するものとします。売主の責に帰する理由で本製品の納入が遅延し、その結果買主が被害を被った場合、買主は、売主に賠償を要求することができます。かかる遅延に対する買主の唯一の救済手段としての賠償金額は、買主が実際に被った損害について遅延1週間につき該当する個別契約の金額の1パーセントを上限とし、該当する個別契約の金額の5パーセント（合計で）を超えません。最終的には両当事者間の協議により個別的に決定するものとします。
- 5-5 買主にとって合理的である場合、分割納品は許可されます。

第6条（入荷検査と検収）

- 6-1 買主は、売主との事前の話し合いで合意した検査方法および検査基準に従って速やかに本製品を検査するものとし、前記の検査（以下「製品の検査」といいます。）に合格した本製品のみを受け入れるものとします。買主は、検査に合格しなかった本製品について納入後5営業日以内に書面で売主に通知するものとします（以下「拒否通知」といいます。）。売主が納品後5営業日以内に買主から拒否通知を受け取らなかった場合、買主は、納入された本製品を受け入れたとみなされるものとします。買主は、検査に合格しなかった本製品を遅滞なく書面で売主に通知し、（以下「不合格通知」といいます。）ものとします。売主は、不合格通知を受け取った後に、交換品を納入するか、または修理もしくは代金割引を行うかいずれかを、売主自身の裁量で決定するものとします。買主が不合格通知を売主に提供しないか、または買主が不合格通知を提供したにもかかわらず本製品を使用し始めた場合、買主は、当該本製品を受け入れたとみなされるものとします。売主が交換品を納入すると決定し、個別契約において指定された納期が完了した場合、売主は、納品の遅延について責任を負わないものとします。
- 6-2 上記6-1の規定にかかわらず、売主および買主が製品の検査を省略することに事前に合意した場合、買主は売主から買主への納品後、直ちに本製品を受け入れるものとし、納入された本製品の検査を省略して、納入製品の検査を行ったと見なすものとします。
- 6-3 上記6-1および6-2にかかわらず、買主は、製品検査の結果、納入された本製品が品質面で個別契約の内容に適合しないと判断した場合には、売主が本製品を買主に納入した日から1ヶ月以内に書面により売主に通知した場合に限り、売主の同意により、買主は適切な割引をもって、前記の本製品の一部または全部を受け入れることができます。値引きの金額は売主および買主間の合意によるものとします。
- 6-4 取り付け、組み立てまたは試運転について合意した範囲において、買主は、その後適切な時期に、下記のものを用いて費用自己負担で提供するものとします。
 - a) 組み立て、取り付けおよび試運転に要する物品および材料（足場材料、ウェッジ、潤滑油、燃料など）
 - b) 運転場所での運転用の動力および水（必要な接続、暖房装置および照明を含む）
 - c) 取り付け場所の特殊な状況ゆえに必要な防護服および保護装置
- 6-5 作業の開始前に、買主は、隠れた電気、ガスもしくは水道の配管、または類似の構築物の場所に関する必要な仕様書、および必要な静的仕様書を、要請がなくとも提供しなければなりません。
- 6-6 取り付けまたは組み立てを開始する前に、作業の遂行に必要な無償支給の機材およびその他すべての本製品が現場に置かれていなければならない、取り付けまたは組み立てスタッフが到着後に合意どおり作業を開始し、中断なく作業を完了することができる状態になるよう、予備作業がなされている必要があります。現場への進入路および現場自体は、舗装され、障害物がなく、自由に立ち入ることができなければなりません。
- 6-7 売主に帰することのできない事情により取り付け、組み立てまたは試運転が遅延した場合、買主は、取り付けまたは組み立てスタッフの待機時間から生じる費用または必要な交通費を、合理的な範囲について負担する義務を負うものとします。
- 6-8 売主から要請があり次第、買主は、組み立てスタッフの労働時間、および取り付け、組み立てまたは試運転の完了について、書面で確認するものとします。
- 6-9 売主は、本製品の納入、取り付け、組み立てまたは試運転の完了後に作業の受け入れを要請する権利を有します。売主が、サービスの完了後に受け入れの合理的な期間を買主に与え、買主が、重大な欠陥を少なくとも1点指摘したものの当該期間内に受け入れを拒否しなかった場合、受け入れられたとみなします。該当する場合、合意した試験期間の後で作業対象物が使用されたときも、受け入れられたとみなします。

第7条（危険負担の移転）

- 7-1 危険負担は、納品の完了とともに買主に移転するものとします。買主が取り付け、組み立てまたは試運転も引き受けた場合、危険負担は、納入する本製品の取り付けまたは組み立て場所での納入とともに買主に移転するものとします。
- 7-2 納入する本製品の発送、または取り付け、組み立てもしくは試運転が、買主に帰することのできる理由で遅延したか、または行われなかった場合、危険負担は、遅延が発生していなければ危険負担が買主に移転していたはずの時点で買主に移転するものとします。
- 7-3 売主は、買主から要請があり次第、買主の費用負担で、輸送、火災もしくは水害に起因する破損、損害および盗難に備えて、または保険の対象となるその他のリスクに備えて、納入する本製品に保険を掛けるものとします。

第 8 条 (ノウハウの秘密保持)

- 8-1 売主または買主は、本契約の相手方から受領し、「秘密 (または同等の文言)」と記載された秘密情報を (以下、「秘密情報」といいます。) いかなる人物、企業または法人にも開示しないものとし、また前記の情報を、本契約の相手方に対する見積書の作成および提出のための評価目的の場合、または前記の情報が以下に該当する場合を除き、自らの利益のために使用しないものとします。
- 開示者によって受領者に伝達された時点で、受領者が所有していた、または受領者にとって既知であった場合
 - 開示者によって受領者に伝達された後に、受領者の過失なく公知となった場合
 - 開示者から受領者に伝達された時点で、公知であった場合
 - 開示者から受領者に伝達された後に、守秘義務なく受領者に合法的に伝達された場合
- 8-2 その他の場合、買主は、売主の公的または非公開の製品またはアイテムの観察、研究、逆アセンブル、逆コンパイル、複製、リエンジニアリングおよび/またはリバースエンジニアリングまたはテストの結果として、秘密情報または企業秘密を使用または開示することは許可されないものとします。
- 8-3 秘密情報は、契約上の目的の達成のために知る必要があり、かつ、少なくとも契約と同等の条件に基づき非開示の義務を負っている買主の従業員のみを提供することができます。要求に応じて、すべての秘密情報全体 (もしあればコピーまたは記録を含む) は、遅滞なく返却または破棄されなければならない、使用は直ちに中止されなければならないとします。

第 9 条 (契約不適合責任)

- 9-1 売主は自らが買主に販売する本製品が、契約等で規定された仕様を満たしていることを保証する責務があります。本製品の契約不適合責任の期間は、買主への本製品の納品後 1 年間とします。
- 9-2 買主は、品質に関する不備を売主に対して遅滞なく文書で通知するものとします。
- 9-3 品質に関する不備があることが判明した品目またはサービスについては、売主の選択により、無料で修理または再納品するものとします。買主は、納品物の機能に影響がない、または軽微な影響のみを与える本製品については、その納品を拒絶する権利を有しないものとします。
- 9-4 買主は、必要な救済措置および交換を行うために要する時間および機会を売主に与えるものとします。操作上の安全性が危険にさらされる場合または不均衡に大きな損害が発生することを防止するために、急を要するときに限り、買主は、欠陥を自らは是正するか、または第三者に是正させ、発生した費用を払い戻すよう売主に要求する権利を有します。売主は、かかる場合に遅滞なく通知を受けるものとします。
- 9-5 是正措置が合理的な期間に完了しないか、または不首尾に終わった場合、買主は、本契約を解除する権利を有します。欠陥が軽微なものである場合、買主は、価格割引の権利のみを有します。その他の場合、価格割引の権利は与えられないものとします。
- 9-6 売主は、修理または交換により生じる費用のうち、(苦情が合法的であることを前提として) 交換部品の費用 (発送費を含む) を負担するものとします。さらに売主は、組み立て工および助力者が必要な場合にこれらを提供する費用 (交通費を含む) を負担するものとしますが、かかる費用が不均衡な負担を売主に課す場合は、この限りではありません。
- 9-7 欠陥納品品の除去と修理・交換した納入品の据え付けまたは取り付けに伴う払い戻し請求は、当該納入品の契約価格 (正価) の 50% までを限度とします。
- 9-8 品質に関する不備は以下の場合には適用されないものとします。不適切または誤った使用、買主または第三者による誤った組み立てまたは運用、摩耗、誤ったまたは不注意な取り扱い、誤ったメンテナンス、不適切な装置の使用、売主に起因する場合を除く電気化学的または電氣的影響
- 9-9 買主または第三者による欠陥の是正が適切であった場合、売主は、その結果について責任を負わないものとします。この定めは、売主から事前に承認を得ずに、納入された本製品を変更した場合にも適用されます。

第 10 条 (知的財産権)

- 10-1 売主は、全ての著作権と知的財産登録権を留保します。秘密情報を含め本契約に基づき提供される文書は、売主に帰属します。図解、図面、技術仕様書およびその他の文書等、申し入れに関して添付する書類は、売主の財産権および著作権の対象であり、買主は、上述の書類を入手する権利を第三者に与える資格を有しません。
- 10-2 売主が本契約第 10 条第 1 項に関連して、第三者の知的財産権を侵害した、または侵害を申し立てられた場合、売主は遅延なく、書面で買主に通知するものとします。
- 10-3 本製品の使用により、知的所有権または著作権の侵害が生じた場合、売主は自らの費用負担で、買主に基本的使用権を提供するか、または買主が受け入れ可能な方法で、本製品を修正すると同時に、知的所有権のさらなる侵害を回避するものとします。
- 10-4 これが経済的に適切な条件で、または妥当な期間内に実行不能な場合、買主は契約を解除する権利を与えられるものとします。前記の要件を条件として、売主にも契約を解除する権利が与えられるものとします。
- 10-5 さらに 売主は本製品の使用による知的所有権の侵害によって生じた疑いを入れられない、または法的拘束力のある申し立てから、買主を保護するものとします。
- 10-6 上述の売主の法的責任は、以下の場合のみ適用されるものとします。
- 第三者が主張する申し立てについて、買主が遅滞なく書面で売主に通知している場合
 - 買主が侵害を受け入れておらず、すべての弁護行為が売主にゆだねられている場合
 - 買主に知的所有権の侵害に対する責がない場合
 - 侵害が、買主による特殊な要件、または売主が予期しないアプリケーションでの使用、または買主が本製品に改変を加えた場合、または売主によって納入されたものでない本製品を一緒に使用したことにより生じたものではない場合
 - 上記第(1)号において述べた買主による書面の通知は、本製品の納入後 1 年以内に売主に提供します。

第 11 条 (所有権留保)

- 11-1 納品された本製品に対する買主による支払いが完済されるまで、当該本製品の所有権は、留保製品として売主に留保されます。
- 11-2 本製品の所有権が売主に留保されている間は、そのことをあらかじめ第三者に知らせることが買主に義務づけられます。
- 11-3 本条にて売主が納品された本製品の所有権留保を主張することは、売主が当該契約を解除する権利を行使することを意味しません。
- 11-4 前記 11-1 に規定されるとおり、留保製品として売主に所有権が留保されている本製品に対して、第三者が所有権またはその他の権利を主張した場合、買主は第三者によって主張された申し立て、または講じられた法的手段について遅滞なく売主に通知するものとし、売主を第三者による申し立てから保護し、売主の所有権維持を支援するため、買主の費用負担であらゆる手段を講じるものとします。

第 12 条 (ファームウェア搭載製品に関する特約)

- 12-1 本契約の下で納入される製品や提供されるサービスにファームウェア (以下「本ファームウェア」といいます。) が搭載されている場合、売主は、その搭載されて納入または提供されたファームウェア (その関係書類を含む。) を使用する恒久的な権利 (但し、非独占的でサブライセンス不可) を買主に付与します。その権利は、搭載されるそれぞれの納入品目と一体であれば他に譲渡可能です。この使用権は、契約で合意された使用目的に限り行使できます。買主は、本ファームウェアの変更、逆コンパイル、リバースエンジニアリング、またはその一部分の抜き取りを行ってはなりません。本ファームウェアとは、納入品に搭載されているソフトウェアであって、この納入品の基本的機能を維持するのに必要なものです。本ファームウェアでなく、客先でインストールが行われるソフトウェアについては、ソフトウェア製品の提供に関する一般取引条件 (「AVB ソフトウェア SICK」、www.sick.com にて入手可能) が優先適用されます。オンラインでの利用のために提供されるソフトウェアとサービスについては、サービスとしてのソフトウェアの提供に関する一般取引条件 (「AVB SaaS SICK」、www.sick.com にて入手可能) が優先適用されます。買主が他のプロバイダーのソフトウェアまたはファームウェア (サードパーティソフトウェア) を入手したときは、売主はこのサードパーティプロバイダーが売主に付与する範囲を超えるサードパーティソフトウェアの使用権を買主に付与することはありません。
- 12-2 買主は、ファームウェアの全部または一部が正しく動作しない場合に備えて、合理的な予防措置 (毎日のデータ・バックアップ、故障診断、データ処理結果の定期的見直し等) を講じることとします。買主が予防措置を講じていないことを前もって明示しない場合、売主は、売主が取得できる全データのバックアップを買主が行っているとの前提に立つことがあります。買主は、とりわけファームウェアのアップデート (特に：バグ修正、パッチ、アップデート、アップグレード等) のインストールに関連して、あらゆる設定とパラメータをアップデート前の状態と等しく確認することとします。
- 12-3 買主は、契約不適合責任期間中に無償で提供されるファームウェアの更新版について、その入手後に速やかにインストールすることとします。買主は、この義務に従わなかったことにより生じる損害、費用、請求 (第三者からの請求も含む) から売主を免責するものとします。
- 12-4 別途明示的な合意がない限り、このような更新版は www.sick.com にて入手可能です。更新の都度、売主から買主への別個の通知は行いません。
- 12-5 ファームウェアの更新版をインストールした場合、それと同時に、買主はその旧バージョンを使用する権利を失います。
- 12-6 オープンソース・ソフトウェア (OSS) が買主に提供される場合は、その限りに於いて、当該 OSS のライセンス条件が第 12-1 条の規定に追加して、またその規定に優先して適用されます。適用される OSS のライセンス条件によってソースコードの開示が求められる場合、売主は、場合によって書面による依頼に応じて、諸費用の支払いと引き換えに開示するものとします。売主は、使用するオープンソース・ソフトウェアについて、また関連する OSS のライセンス条件について買主に情報提供することが求められている場合、買主に情報を提供することとします。

第 13 条 (本契約の解除、および期限の利益の喪失)

- 13-1 以下のいずれかが売主または買主に生じた場合、本契約の相手方は、相手方への通知なく、本契約の一部またはすべてを直ちに解除する権利を与えられるものとします。
- 13-1-1 売主または買主が、本契約の重要な規定に違反し、特定の期間内に修正を求められたにもかかわらず、その期間内に修正を怠った場合。
- 13-1-2 売主または買主の手形が不渡りとなった、差し押さえを受けた、仮差し押さえが執行された、処分が実行された、強制執行が行われた、または破産申請を行った、民事再生法の手続きを受けた、会社更生法の手続きを申請した、または清算が行われた場合。
- 13-1-3 または、売主または買主の財務状態が悪化した、または相手方にそう信じさせる可能性がある場合。
- 13-1-4 所轄官庁によって、売主または買主の許認可が取り消された、または営業を一時停止するよう命令が下された場合。
- 13-1-5 売主または買主が、会社の解散、別の企業との合併、会社の解体、減資、または事業の全体、または重要な部分の委譲を決定した場合。
- 13-2 本契約の第 12 条の第 1 項を解除して、売主または買主は本契約の相手方に損害の賠償を要求できるものとします。

13-3 売主または買主が、本契約第 13 条の 13-1-1 から 13-1-5 までのいずれかに該当する場合、売主または買主は、本契約の相手方に対する法的責任に関する期限の利益を相手方からの通知又は催告なしに当然に喪失し、負債の全金額を本契約の相手方に直ちに返済する義務を有するものとします。

第 14 条 (損害賠償)

14-1 売主は、法的原因にかかわらず、以下の場合に限り直接与えた損害の賠償責任を有するものとします。

- (1) 意図的であった場合
- (2) 重大な過失があった場合
- (3) 過失により人身/健康/生命に損害を与えた場合
- (4) 売主が不正に不備を隠匿していた場合
- (5) 日本の製造物責任法が定める身体への損傷または個人の財産への損害

上記以外の損害賠償の申し立て(付随的または結果的損害に対する申し立てを含みますが、それらに限定されません。)は除外されるものとします。

14-2 賠償金額は、実際に発生した通常かつ直接の損害に限るものとします。売主によって予測される、あるいは予測されない特殊な状況から生じる損害や、逸失した利益、データ、プログラムまたはその他の無形物に関する損害は賠償の対象とはなりません。本契約に関連して売主が支払う賠償金の合計額は、個別契約に基づいて販売された製品に支払った合計金額を超えないこととします。

14-3 上記の除外および制限は、役員、従業員、代表者、担当者、関連会社、サプライヤー、およびサプライヤーのライセンサーの責任にも適用されることとします。

第 15 条 (輸出)

15-1 製品または製品が取り付けられた機材を輸出する場合、買主は、納入された各製品に適用されるそれぞれの輸出管理要件を順守する義務を負うものとします。買主が輸出規定に違反した場合、売主は、本契約を解除する権利を有します。

15-2 納品が、正式承認の対象である輸出に相当する場合、かかる承認が与えられる前に、本契約は成立したとみなされないものとします。買主は、承認を得るため要するすべての書類を提供し提出することを義務づけられるものとします。

15-3 買主は、要請があり次第(正式の要求でない場合でも)、用途および/または最終用途の証拠を提供することに同意します。

15-4 輸出管理を理由とする遅延により、納品の期間は、それに応じて延長するものとします。納品の期日は適宜延期するものとします。

第 16 条 (調整および撤退および終了)

16-1 第 5 条第 2 項に従う不測の(不可抗力)事由により、納品の経済的目的もしくは内容を大幅に修正するか、または売主の業務に重大な影響が生じる場合、第 5 条第 4 項の定めを前提として、本契約は、それに応じて誠実に調整されるものとします。かかる調整が財政上合理的でない場合、売主は、本契約を解除する権利を有します。

16-2 買主の支払いが遅れた場合、売主が買主の経済状況の深刻な減衰を引き起こす、あるいは引き起こす場合があり、その結果買主の契約上等の義務の遂行が危機にさらされるという事態について知識を得た場合、あるいはその他の理由により買手が支払期日に支払義務を果たすことができない、または果たすことを渋る場合、売主は、他の権利にかかわらず、次の行為をすることができます。

- a) 即座に契約から撤退するか、契約を終了する。または
- b) 納入を差し控える、または、先払いの場合のみ今後の納品・サービス提供を行う。

後者の場合、第 11 条は有料納入品には適用されないこととします。

16-3 買主が第 15 条または第 18 条の条項に違反した場合、売主は、全面的または部分的に、即座に契約を終了する、または契約から撤退する資格があります。買主に対する全ての請求は影響を受けないものとします。

第 17 条 (遅延損害金)

17-1 買主が、本契約等に基づく金銭的義務の支払いに遅延した場合、買主は、支払期日の翌日から支払済みに至るまでの期間について、(1 年を 365 日として日次ベースで)年 14.6%の遅延損害金を売主に支払うこととします。

17-2 買主の支払遅延により追加の損害が生じた場合、売主は、買主による損害について賠償を請求する権利を有することとします。

第 18 条 (汚職防止)

買主は、贈収・汚職防止に関して適用される国内外全ての法令を遵守することとします。特に、例外なく、買主は、公務員との関係を含めて、賄賂またはその他の不正支払いの申し出、約束、付与、要求または受け取りを行わないこととします。

第 19 条 (反社会的勢力の排除)

19-1 売主と買主はお互いに、次の事項を他方当事者に誓約することとします。

19-1-1 両当事者は、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、知能犯罪専門の暴力団およびこれらに準ずる者(以下総称して「反社会的勢力」という。)でないこととします。

19-1-2 役員(取締役、監査役、顧問および役職名の如何を問わず経営に実質的に関与している者。以下同様。)のいずれもが反社会的勢力でないこととします。

19-1-3 両当事者は、反社会的勢力が当事者の名前を使って本契約を締結することを許さないこととします。

19-1-4 両当事者は、反社会的勢力と次の関係を持たないこととします。

19-1-4-1 自社もしくは第三者のために不正な利益を得る目的、または第三者に損害を与える目的のために反社会的勢力を利用していると認められる関係

19-1-4-2 資金等の提供または便宜供与により、反社会的勢力と協力する、またはその保持または運営に関与があると認められる関係

19-1-5 両当事者は、自らまたは第三者を利用して、本契約に関連して次の行為をしないこととします。

19-1-5-1 他方当事者に対する脅迫的言動文言や暴力的行為を用いること。

19-1-5-2 偽計または威力を用いて他方当事者の事業を妨害する、または信用を棄損すること。

19-2 他方当事者が次の項目のいずれかに該当する場合、売主・買主は共に、通知なく本契約および個別契約を解除できることとします。

19-2-1 第 19-1-1 から 19-1-4 条に述べる誓約事項に違反したと判明した場合

19-2-2 第 19-1-5 条に述べる誓約事項に違反する行為をした場合

19-3 前項の規定にしたがって本契約および個別契約が解除される場合、解除当事者は、この解除により他方当事者により生じた損害について賠償または補償する義務を負わず、この解除の結果、解除当事者が損害を被る場合は、他方当事者はこの損害を賠償する義務を負うものとします。

第 20 条 (残存条項)

本契約の終了理由にかかわらず、売主と買主は、本契約第 11 条に従って以下の条項は本契約の終了後も残存し、効力が維持されることに同意するものとします。

- 1) 第 8 条 (ノウハウの秘密保持)
- 2) 第 10 条 (知的財産権)
- 3) 第 11 条 (所有権留保)
- 4) 第 13 条 (本契約の解除、および期限の利益の喪失)
- 5) 第 14 条 (損害賠償)
- 6) 第 16 条 (調整および撤退および終了)
- 7) 第 17 条 (遅延損害金)
- 8) 第 19 条 (反社会勢力の排除)
- 9) 第 21 条 (適用法)
- 10) 第 22 条 (管轄裁判所)
- 11) 第 23 条 (和解のためのさらなる協議)

第 21 条 (適用法)

本契約は、日本の法令の判断基準に準拠し、これに従い解釈されます。国際物品売買契約に関する国際連合条約(CISG)の適用は、排除するものとします。

第 22 条 (管轄裁判所)

売主および買主は、本契約の解釈および履行に関して生じたすべての紛争に関して、売主の本社住所を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。ただし、売主は、買主の営業の場所に所在する裁判所で訴訟を提起する権利も有します。

第 23 条 (和解のためのさらなる協議)

売主および買主は、本契約に記載されていない事前同意および本契約の各条項の解釈および履行から生じたすべての論争に関して、誠意の原則に従って、さらに話し合い解決するものとします。

特別条項：見積書、納品確定および納品期日に拘束力はなく、COVID-19 パンデミックの広がり状況に応じて変更される可能性がありますのでご了承ください。